



HEIWADO

第69回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年5月14日(木曜日)
午前10時



開催場所

滋賀県彦根市西今町1番地
株式会社平和堂
本部3階HATOCホール

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名
選任の件

議決権行使期限

2026年5月13日(水曜日)午後6時まで
インターネット又は郵送により議決権を行使くださいますよう
お願い申し上げます。

株主総会におけるお土産のご用意はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社平和堂

証券コード：8276

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より多大なるご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループは2026年度、第五次中期三か年経営計画の最終年度を迎えております。これまでの2年間、子育て世代へのニーズ対応やより魅力ある店舗への改装を推進し、連結営業収益は4,560億円に達するなど、重点戦略により着実に成果が上がってまいりました。

2026年度は「第五次中計仕上げの年 挑戦を結果に変え『鮮度で地域一番』を完成しよう!」をスローガンに掲げております。私たちが目指す「鮮度」とは、「商品の鮮度」、「売場の鮮度」、「お店の鮮度」、「人の鮮度」であり、特に商品の品質向上や売場・店づくり、生産性の向上や創造高(粗利益高)を生み出す創意工夫は、「人の鮮度」がとても重要だと考えます。今まで以上に地域に寄り添い、常に地域で一番と認めていただける鮮度を実現し続け、さらに「HOPアプリ」を軸としたデータ活用によるOne to Oneマーケティングを深化させ、地域のお客様一人ひとりに合わせた商品のご提案やお役に立つ情報を発信してまいります。

この一連の挑戦を確かな「結果」へと繋げ、第五次中期三か年経営計画の完遂と2030年の定量目標達成に向け、グループ一丸となって邁進してまいります。

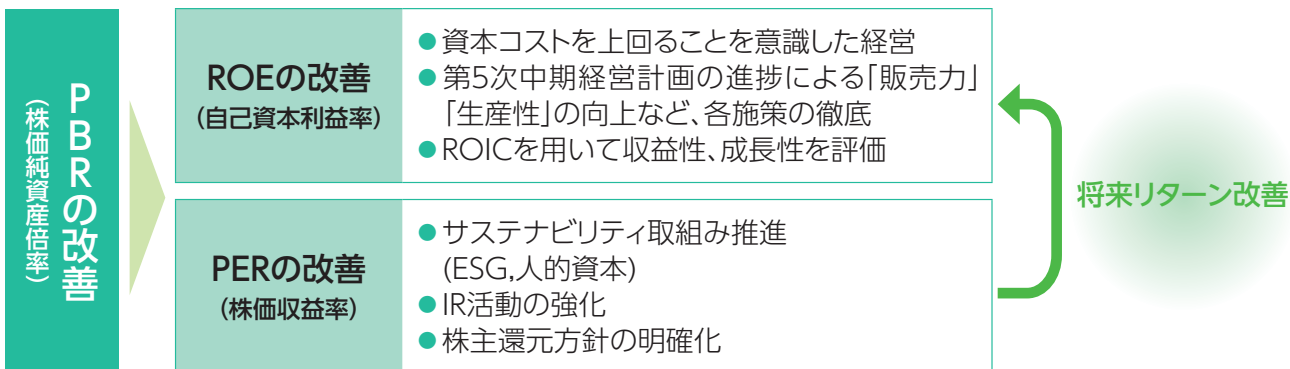
今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員CEO 平松正嗣

資本コストや株価を意識した経営の実践

当社は、PBR(株価純資産倍率)が1倍を下回る状況を受け止め(2025年度0.76倍)、「資本コストや株価を意識した経営」の実現に取り組んでいます。

この目標に向けて、2030年に連結営業収益5,000億円以上、営業利益率4.5%以上、ROE8%等の達成を目指しております。



【ROEの課題・対応】

ROE 3.7%~6.2% ↓ 8.0%	当期純利益率 1.4~2.4%⇒3.2%~ 当期純利益 ↑↑	総資産回転率 1.4~1.5回⇒1.4回 売上高 ↑	財務レバレッジ 1.7~1.9倍⇒1.8倍 総資産 ↓
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 販売力向上と生産性改善 ■ 営業利益率4.5%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 販売力向上 「価格競争力」「品質・味・品揃え」 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遊休地処分 ■ 適正在庫レベル維持 ■ 戦略投資は借入金
	÷ 売上高 ↑ <ul style="list-style-type: none"> ■ 販売力向上 「価格競争力」「品質・味・品揃え」 	÷ 総資産 ↓ <ul style="list-style-type: none"> ■ 遊休地処分 ■ 適正在庫レベル維持 ■ 収益性の高い投資 	÷ 自己資本 ↓ <ul style="list-style-type: none"> ■ 配当性向30%以上 ■ 累進配当 ■ 自己株買い

[第5次中期経営計画の具体的施策に落とし込み、ROEの改善に向けて取り組んでおります。]

中長期ビジョン

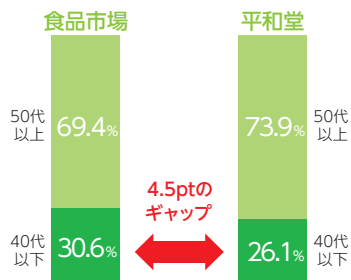
平和堂ならではの「地域密着ライフスタイル 総合(創造)企業」を目指す

2024～2026年度の中期経営計画の期間で、経営資源の充実を図り、2027年度以降のさらなる飛躍につなげる

■グループの中核である小売事業の強化に資する3つの重点戦略

子育て世代ニーズ対応 による顧客支持の獲得

食品市場と自社の年代別顧客構成比

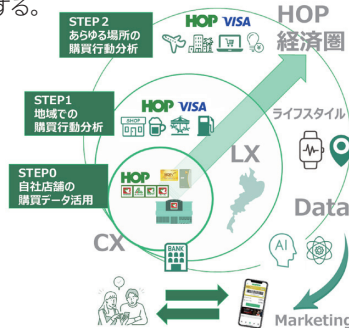


出典元：令和2年国勢調査 人口等基本集計
2019年全国家計構造調査（総務省統計局）

30～40代の顧客をドラッグストアやディスカウントストアに奪われている現状を打破する打ち手を進める。

ドミナント戦略をベースと したHOP経済圏の拡大

自社店舗・テナントだけでなく、アプリやクレジットカードを通じてお客様の生活全般に関わり、データ起点での最適な顧客提案を実現する。



※CX:新しい顧客体験 ※LX:新しい地域社会体験

生産性改善も含む コスト構造改革の推進

筋肉質経営に向け、コスト増への対応を進める。中でも人件費については、コストではなく投資と捉え、生産性改善や業務プロセス、役割分担の見直しを進めると同時に従業員の賃金上昇と人材育成、働きがいの向上を実現する。



重点戦略を支える土台

- ・デジタル化／DXの推進や人的資本の充実による経営基盤の強化
- ・サステナビリティ・ビジョンに基づき、環境目標達成に向けたESG経営の推進

	2030年の定量目標	2025年度実績
営業収益(連結)	5,000億円以上	4,560億円
営業利益率(連結)	4.5%以上	2.9%
ROE	8%	4.9%
女性管理職比率	20%以上	11.6%
CO ₂ 排出量 (Scope1・2)	46%削減(2013年度比)	2024年度 30.0%削減(2013年度比)
食品廃棄額	50%削減(2019年度比)	29.4%削減(2019年度比)

第5次中期経営計画の具体的な施策（営業収益の向上と利益性の改善）

重点
戦略

01 顧客支持の獲得

① お客様の来店動機になる主力商品の強化

食品、衣料品、化粧品・ペット関連等の住居関連の売上拡大の取組み



売上高前期比 **114.7%**

② HOPアプリ等のデータ分析によるお客様ニーズの掘り起こし、アプローチの確度向上



1人当たりの来店回数の増加、
客単価の上昇

重点
戦略

02 HOP経済圏の拡大

① 店舗競争力の維持・強化(ドミナント戦略含む)

新店・建替え5店舗、大型テナント誘致による全館改装3店舗
食品売り場などの改装2店舗



建替え、改装等による
売上向上・業績好調

② HOP BANKによる個人向け銀行サービスの開始、金融機関との連携による地域コミュニティの活性化

重点
戦略

03 コスト構造改革の推進

① 店舗作業の削減と小規模店舗における品揃えの充実を図るためのプロセスセンターの活用

② 各店舗で品揃えと人員配置を最適化する フォーマット改革の実施



モデル店舗では前期比 **110%**
前後の売上げの伸びを示す

サステナビリティの推進

世界では気候変動をはじめとするさまざまな課題が深刻化しており、企業においても持続可能な社会の実現に向け、社会的責任を積極的に果たすことが求められています。

当社は、サステナビリティ・ビジョンで特定した5つの重要課題に、従業員一人ひとりが課題意識を持って取り組み、「100年企業」の実現に貢献します。

平和堂グループのサステナビリティ・ビジョン

100年企業に向けて。平和堂グループは、事業を通じた
「地域社会の課題」・**「地球規模の課題」**の解決とグループの成長の両立を目指します。

重要課題	テーマ	関連するSDGs項目
多様な人材の活躍	女性の活躍／人材育成／健康経営／ 従業員のエンゲージメントの向上／ 労働環境の改善	  
「地域の健康」の実現	人の健康／子育て支援／ 高齢者支援／地域の活性化	     
廃棄物の削減と 資源循環の推進	包装・容器におけるプラスチック削減 対策／食ロス削減対策	 
脱炭素社会の実現	CO ₂ 排出量の削減	
安全・安心で持続可能な 商品の調達	商品調達基本方針に沿った 商品の調達	  

証券コード 8276
2026年4月23日
(電子提供措置の開始日2026年4月16日)

株 主 各 位

滋賀県彦根市西今町1番地

株式会社 **平和堂**

代表取締役社長執行役員CEO 平松正嗣

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

■ 当社ウェブサイト

<https://www.heiwado.jp/ir/privilege/meeting>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択のうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

■ 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、8頁から9頁に記載の「議決権行使の方法等についてのご案内」をご確認のうえ、2026年5月13日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

※株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月14日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 滋賀県彦根市西今町1番地
株式会社平和堂 本部3階HATOCホール
3. 目的事項 **報告事項**
- 第69期(2025年2月21日から2026年2月20日まで)事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第69期(2025年2月21日から2026年2月20日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ② 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- (2) 議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト上に修正内容を掲載させていただきます。
3. 会場での配慮が必要な方は、準備の都合上、2026年5月6日(水曜日)までに後記の「株主総会会場ご案内略図」のお問い合わせ先までご連絡ください。

事前質問の受付につきまして [受付期間] 2026年5月11日(月) まで

本招集ご通知記載の議案、事業報告、連結計算書類および計算書類(当社ウェブサイト上に掲載しているものを含みます。)に関するご質問がございましたら、当社ウェブサイト「お客様の声」に質問事項をご入力ください。本株主総会終了後メールにてご回答申し上げます。

なお、株主様の関心が高いと思われる事項につきましては、本株主総会にてご報告申し上げます。

ご入力方法 当社ウェブサイト：お問い合わせ(画面右上のアイコン)⇒メールにて「お問い合わせフォーム」⇒個人情報の取扱いについて(ご同意が必要)⇒お客様の声

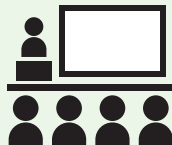
※ご意見・ご要望欄に質問事項をご記入のうえ、株主様のお名前、ご住所、メールアドレスをご入力いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法等についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年5月14日（木曜日）午前10時

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年5月13日（水曜日）午後6時到着

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年5月13日（水曜日）午後6時まで

詳細は、次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※ 機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

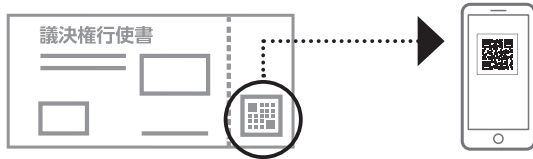
インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2026年5月13日（水曜日）午後6時まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

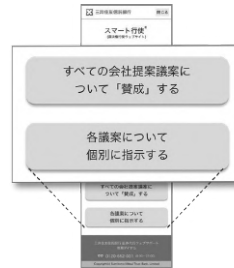
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後に行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、下記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」より行使をお願いいたします。

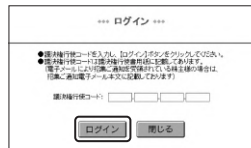
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

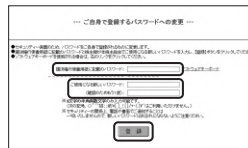
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力ください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者等への接続料金等は、株主様のご負担となります。インターネットにより複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたしません。

議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望される場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル | 【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第69期は「第5次中期経営計画2024-2026年度」の計画2年度にあたり、当該計画の中で、2030年に向けて成長を加速すると同時に安定的な利益還元を掲げております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

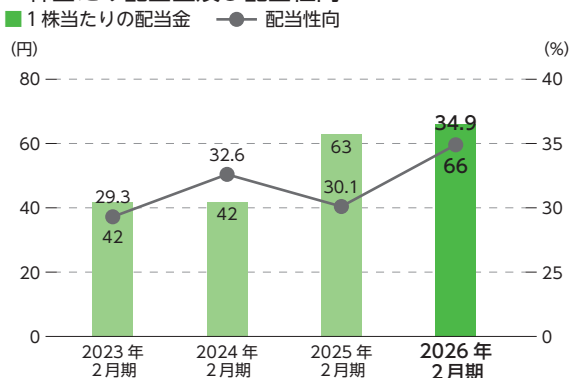
- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき普通配当33円（中間配当33円を合わせた第69期の年間配当金は、前年度に比べ3円増額の1株につき66円）といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、1,632,011,766円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年5月15日といたしたいと存じます。

株主還元について

株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元を経営の重要課題と位置づけ、「配当性向30%以上」を基本方針として適切な利益配分を実施しています。2025年2月期は中間30円、期末33円、年間配当63円としました。

2026年2月期は、配当性向30%以上を継続する方針のもと、年間66円（中間・期末各33円）としたいと存じます。また、2027年2月期まで「累進配当」を採用し、当社の成長と共に持続的な増配を目指します。余剰資本についても財務規律を維持しながら、機動的な株主還元を活用してまいります。

1株当たり配当金及び配当性向



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。経営陣の充実強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を1名増員し、8名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	候補者属性	取締役会出席状況
1	ひらまつまさし 平松正嗣	代表取締役社長執行役員 CEO	再任	100% (14回/14回)
2	なつはらこうへい 夏原行平	代表取締役副社長執行役員 COO 管理本部長	再任	100% (14回/14回)
3	なつはらようへい 夏原陽平	取締役専務執行役員 営業統括本部長 兼営業戦略本部長	再任	100% (14回/14回)
4	こすぎしげき 小杉茂樹	取締役専務執行役員 開発本部長	再任	100% (14回/14回)
5	ひらつかよしみち 平塚善道	取締役上席執行役員 店舗営業本部長	再任	100% (14回/14回)
6	ふじたかずお 藤田和生	上席執行役員 経営戦略本部長	新任	—
7	うえやましんいち 上山信一	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	100% (14回/14回)
8	なめきようこ 行木陽子	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	100% (14回/14回)



1

ひらまつ まさし
平松 正嗣

再任

(1957年11月19日生) ■所有する当社の株式の数 5,174株

取締役候補者とした理由

同氏は、他社での多様な業務経験に加えて、当社取締役として経営企画本部長、店舗営業本部長、営業統括本部長を経て、2017年5月以来当社の代表取締役を務めるなど、企業経営・経営戦略・戦略人事・ガバナンスに関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2010年1月	当社入社	2015年5月	当社専務取締役営業統括本部長就任
2010年5月	当社常務取締役社長補佐 兼経営企画部管掌就任	2017年5月	当社代表取締役社長兼COO 兼営業統括本部長就任
2011年2月	当社常務取締役経営企画本部長就任	2020年5月	当社代表取締役社長執行役員 営業統括本部長就任
2012年2月	当社常務取締役店舗営業本部長就任	2024年2月	当社代表取締役社長執行役員CEO就任（現任）
2013年2月	当社常務取締役営業統括本部長就任		

重要な兼職の状況

日本流通産業株式会社 代表取締役副社長



2

なつはら こうへい
夏原 行平

再任

(1973年9月25日生) ■所有する当社の株式の数 576,012株

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の取締役としてSM営業本部長、店舗営業本部長、経営企画本部長等を経て、管理本部長を務めるなど、企業経営、経営戦略、マーケティング、財務戦略、サステナビリティ・地域共創に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2001年9月	当社入社	2017年2月	当社専務取締役管理本部長兼中国室長就任
2012年5月	当社取締役SM営業本部長就任	2020年5月	当社取締役専務執行役員 管理本部長兼中国室長就任
2013年2月	当社取締役店舗営業本部長 兼営業統括本部副本部長就任	2022年2月	当社取締役専務執行役員管理本部長就任
2014年5月	当社常務取締役店舗営業本部長 兼営業統括本部副本部長就任	2024年2月	当社代表取締役副社長執行役員COO 管理本部長兼経営戦略本部長就任
2015年5月	当社専務取締役店舗営業本部長 兼営業統括本部副本部長就任	2024年3月	当社代表取締役副社長執行役員COO 管理本部長就任（現任）
2016年2月	当社専務取締役経営企画本部長兼社長室長就任		

重要な兼職の状況

平和堂（中国）有限公司 董事長、湖南平和物業發展有限公司 董事長、夏原商事株式会社 代表取締役、株式会社ピース&グリーン 代表取締役



3 なつはら ようへい
夏原 陽平

再任

(1975年2月18日生) ■所有する当社の株式の数 575,817株

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の取締役として営業推進室長、商品本部長、営業統括本部長兼営業戦略本部長を務めるなど、企業経営・経営戦略、商品開発、サステナビリティ・地域共創に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2002年4月	当社入社	2017年5月	当社常務取締役商品本部長就任
2012年5月	当社取締役営業推進室長就任	2020年5月	当社取締役常務執行役員商品本部長就任
2013年2月	当社取締役営業推進室長兼商品本部副本部長就任	2021年2月	当社取締役常務執行役員 営業統括副本部長兼商品本部長就任
2014年2月	当社取締役営業推進室長兼経営戦略室統括就任	2024年2月	当社取締役専務執行役員 営業統括本部長兼営業戦略本部長就任（現任）
2016年2月	当社取締役営業統括本部副本部長 兼経営戦略室統括就任		
2017年2月	当社取締役商品本部長就任		

重要な兼職の状況

平和観光開発株式会社 代表取締役



4 こすぎ しげき
小杉 茂樹

再任

(1959年3月8日生) ■所有する当社の株式の数 6,717株

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の商品計画・店舗営業分野の経験が豊富であり、さらにSC事業部長を経て、開発本部長を務めるなど、テナント開発・店舗開発分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年4月	当社入社	2021年2月	当社取締役常務執行役員 開発本部長兼SC事業部長就任
2013年2月	当社SC事業部長	2022年2月	当社取締役常務執行役員開発本部長就任
2016年5月	当社執行役員SC事業部長	2024年2月	当社取締役専務執行役員開発本部長就任（現任）
2019年5月	当社取締役SC事業部長就任		
2020年5月	当社取締役上席執行役員SC事業部長就任		
2020年9月	当社取締役上席執行役員 開発本部長兼SC事業部長就任		



5 ひらつか よしみち
平塚 善道

再任

(1965年10月7日生)

■所有する当社の株式の数

2,589株

取締役候補者とした理由

同氏は、当社のGMS営業部長、SM営業部長、執行役員滋賀第三営業部長を経て、上席執行役員店舗営業本部長を務めるなど、店舗営業分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者としていたしました。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年 3月	当社入社	2023年 2月	当社上席執行役員店舗営業本部長
2015年 5月	当社GMS営業部長	2023年 5月	当社取締役上席執行役員就任
2017年 2月	当社SM営業部長		店舗営業本部長就任（現任）
2017年 5月	当社執行役員SM営業部長		
2020年 2月	当社執行役員滋賀第三営業部長兼滋賀第三営業部第一グループマネージャー		



6 ふじた かずお
藤田 和生

新任

(1973年6月11日生)

■所有する当社の株式の数

239株

取締役候補者とした理由

同氏は、他社での多様な業務経験を経て、当社上席執行役員経営戦略本部長兼DX推進プロジェクトリーダーを務めるなど、経営戦略、デジタル戦略、ガバナンスに関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、新たに取締役候補者としていたしました。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1997年 4月	三菱商事株式会社 入社	2021年 4月	三菱商事株式会社 帰任
2002年 5月	株式会社ローソン 出向	2022年 4月	三菱食品株式会社 出向
2008年 4月	三菱商事株式会社 帰任	2024年 3月	当社入社
2014年 2月	当社出向（経営戦略室 室長）	2024年 4月	当社上席執行役員 経営戦略本部長兼DX推進プロジェクトリーダー
2017年 3月	株式会社ローソン 出向	2026年 2月	当社上席執行役員 経営戦略本部長（現任）



7 う え や ま し ん い ち
上山 信一

再任

社外取締役

独立役員

(1957年10月6日生)

■所有する当社の株式の数

0株

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、行政機関および経営コンサルティングの経験を通じて多数の企業改革および自治体・国際機関の組織改革に携わってきた豊富な知識・経験を有しており、積極的な発言・提言をいただいております。同氏の企業経営、ガバナンス、サステナビリティ・地域共創に関する豊富な知識と経験を、当社のグループ経営戦略、構造改革に関与・監督いただくことが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といました。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月	運輸省（現 国土交通省）入省	2003年 9月	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特別研究教授
1984年 7月	外務省 出向	2007年 3月	慶應義塾大学総合政策学部 教授
1986年 4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社入社	2022年 5月	当社取締役就任（現任）
1992年 7月	マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社 パートナー	2023年 4月	慶應義塾大学 名誉教授（現任）
2000年 9月	米国 ジョージタウン大学 研究教授	2025年 4月	ZEN大学 副学長・教授（現任）

■ 重要な兼職の状況

ZEN大学 副学長・教授、慶應義塾大学 名誉教授、大学院大学至善館 特命教授、株式会社麻生 社外監査役、株式会社マイスターエンジニアリング 社外取締役、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 顧問、株式会社スターフライヤー 社外取締役、大阪府・大阪市 特別顧問、北九州市 顧問、堺市 戦略アドバイザー、京都市 特別顧問、愛知県 政策顧問



8 なめ き よう こ 行木 陽子

再任

社外取締役

独立役員

(1961年12月27日生)

■所有する当社の株式の数

0株

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、デジタル戦略、戦略人事、サステナビリティ・地域共創に関する豊富な知識・経験を有しており、積極的な発言・提言をいただいております。当社のデジタルトランスフォーメーションおよびダイバーシティの推進に関与・監督いただくことが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年 4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社	2022年 6月	株式会社足利銀行 社外取締役（監査等委員）就任（現任）
2009年 1月	同社エグゼクティブITスペシャリスト		
2016年 4月	同社 技術理事	2023年 5月	当社取締役就任（現任）
2020年 4月	中央大学商学部 特任教授（現任）		

■ 重要な兼職の状況

中央大学商学部 特任教授、株式会社足利銀行 社外取締役

- (注) 1. 候補者藤田和生氏は、新任取締役候補者であります。
2. 候補者平松正嗣氏は、日本流通産業㈱の代表取締役を兼務し、当社は同社より商品の仕入れをしております。
3. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 上山信一氏および行木陽子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 上山信一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 行木陽子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. 当社定款の規定に基づき、当社は上山信一氏および行木陽子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
8. 当社は、上山信一氏および行木陽子氏を、株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏が再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。
9. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険により填補することとしており、その被保険者のすべての保険料は当社が全額負担しております。すべての取締役候補者は取締役役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2026年6月に更新される予定です。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	候補者属性	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	本 持 真 二	取締役 (常勤監査等委員)	再任	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)
2	高 島 志 郎	社外取締役 (監査等委員)	再任 社外取締役 独立役員	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)
3	木 村 恵 子	社外取締役 (監査等委員)	再任 社外取締役 独立役員	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)



1 もともとち しんじ
本持 真二

再任

(1962年4月6日生)

■所有する当社の株式の数

5,500株

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、複数店舗の管理者を経て、教育人事部長として店舗営業および人事・人材開発について豊富な経験と知識を有しているため、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 3月 当社入社
2012年 2月 当社教育人事部長

2022年 2月 当社管理本部長付人権・人材担当部長
2022年 5月 当社取締役（常勤監査等委員）就任（現任）



2 たかしま しろう
高島 志郎

再任

社外取締役

独立役員

(1972年7月21日生)

■所有する当社の株式の数

0株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、弁護士として企業法務および各種法律に関する豊富な経験と専門知識を有し、また国内の事業会社の社外取締役を兼任し、独立した立場からの助言および監査に関する経験を有しております。同氏は、社外取締役および監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、主に企業法務ならびに各種法律に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1999年 4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
1999年 4月 淀屋橋合同法律事務所
（現 弁護士法人淀屋橋・山合同）入所（現任）

2013年 6月 司法試験考査委員（商法担当）
2020年 5月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人 淀屋橋・山合同 弁護士、株式会社トーア紡コーポレーション 社外取締役



3 きむら けいこ
木村 恵子

再任

社外取締役

独立役員

(1964年12月23日生)

■所有する当社の株式の数

0株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、財務、会計および税務にかかる豊富な経験と専門知識を有しております。同氏には、主に財務戦略にかかる客観的・専門的な視点に基づく提言と、独立した立場からの取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1994年 8月	公認会計士登録（日本公認会計士協会）	2004年 5月	税理士登録（近畿税理士会）
1995年 6月	木村恵子公認会計士事務所開設（現任）	2017年 9月	株式会社みやこ不動産鑑定所設立（現任）
1996年12月	不動産鑑定士登録（大阪府不動産鑑定士協会）	2024年 5月	当社取締役（監査等委員）就任（現任）

重要な兼職の状況

木村恵子公認会計士事務所 公認会計士、株式会社みやこ不動産鑑定所 代表取締役

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 高島志郎氏および木村恵子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社定款の規定に基づき、当社は高島志郎氏および木村恵子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 4. 当社は、高島志郎氏および木村恵子氏を、株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏が再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。なお、高島志郎氏が所属する弁護士法人淀屋橋・山上合同と当社は顧問契約を締結しておりますが、その報酬の額は当該法人等の過去3事業年度の平均が1,000万円未満であり、同氏の独立性に何ら影響を与えるものではないと判断しております。
 5. 高島志郎氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
 6. 木村恵子氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
 7. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、その被保険者のすべての保険料は当社が全額負担しております。すべての候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2026年6月に更新される予定です。

取締役の選任・解任基準

1. 当社の取締役候補者は、以下の要件を満たす者から選任する。
 - (1) 当社の社会的な責任・使命を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理および事業運営を公正・的確に遂行できる者。
 - (2) 公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行を監督・監査し、経営の健全性および透明性の向上に貢献できる者。
2. 当社の社外取締役候補者は、以下の要件を満たす者から選任する。
 - (1) 以下のいずれにも該当しない者。
 - ① 社外取締役としての在任期間が10年を超える者。
 - ② 当社を含め6社以上の上場企業の社外取締役または監査役を兼任している者。
 - ③ 前年度の取締役会への出席率が75%に満たない者。
 - (2) 独立社外取締役においては、当社の独立性判断基準の要件を満たす者。
3. 当社取締役が以下のいずれかの要件に該当する場合、解任に向けた所定の手続きをとる。
 - (1) 会社法第331条第1項に該当もしくは定款違反、または公序良俗に反する行為をした場合。
 - (2) 職務懈怠等により、取締役としての責務を果たしていないと取締役会が認めた場合。

社外取締役の独立性判断基準

当社は、当社の社外取締役を独立役員として指定するための基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「社外取締役の独立性判断基準」を定めています。

当社は、社外取締役および社外取締役候補者が、次のいずれの事項にも該当しないと判断される場合、独立性を有しているものと判断します。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社および当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者※1に該当する者。
2. 現在または過去3年間に於いて、当社グループの主要な取引先※2または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者に該当する者。
3. 現在または過去3年間に於いて、当社の大株主※3（当該大株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）または当社グループが大株主である企業等の業務執行者に該当する者。
4. 弁護士、公認会計士、税理士その他コンサルタントに該当する者で、当社グループから役員報酬以外に報酬を受けている者、または、その者が所属する法人等に於いて、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益※4を得ている場合。
5. 現在または過去3期のいずれかの事業年度に於いて、当社グループから年間1,000万円を超える額の寄付を受領している者または寄付を受領している法人・団体等の業務執行者に該当する者。
6. 現在または過去3年間に於いて、当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者。
7. 上記各号のいずれかに該当する者の1親等または2親等の親族。

※1：「業務執行者」とは、当社グループおよび取引先の取締役（社外役員を除く）、執行役および執行役員をいいます。

※2：「主要な取引先」とは、当社と取引先との間の取引金額が、当該取引先の年間連結売上高の2%を超える取引先をいいます。

※3：「大株主」とは、発行済株式総数の10%以上を保有する株主をいいます。

※4：「多額の金銭その他の財産上の利益」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該法人等の過去3事業年度の平均連結売上高（年間総収益額）の2%のいずれか高い方の額をいいます。

株主総会参考書類

(ご参考) 第2号議案および第3号議案を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は次のとおりとなります。

氏名	地位	取締役の専門性 (スキル・マトリックス)						
		企業経営 経営戦略	マーケ ティング 商品開発	デジタル 戦略	財務戦略	戦略人事	ガバナンス	サステナ ビリティ 地域共創
平松 正嗣	代表取締役 社長執行役員CEO	○	○			○	○	○
夏原 行平	代表取締役 副社長執行役員COO	○	○		○			○
夏原 陽平	取締役 専務執行役員	○	○					○
小杉 茂樹	取締役 専務執行役員		○					
平塚 善道	取締役 上席執行役員		○					○
藤田 和生	取締役 上席執行役員	○		○	○		○	
上山 信一	社外取締役	○					○	○
行木 陽子	社外取締役			○		○		○
本持 真二	取締役 (常勤監査等委員)		○			○		
高島 志郎	社外取締役 (監査等委員)						○	
木村 恵子	社外取締役 (監査等委員)				○		○	

(注) 上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

スキル項目	選定理由
企業経営・経営戦略	グループ全体の既存事業の更なる成長と新規事業の創出・成長を促すために、経営の判断・舵取りができる専門性が必要。
マーケティング・商品開発	お客様ニーズの把握、商品開発、商品販売等、持続的な成長戦略の策定のために、それぞれの戦略を実施する専門性が必要。
デジタル戦略	持続的な成長戦略を推進するうえで、AIをはじめとするデジタル技術を活用し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じて、ビジネスモデルや業務プロセスの変革を実現するため、システム・デジタル分野における知識・経験が必要。
財務戦略	持続的な成長戦略達成のために、資金調達・投資政策・運転資金の最適化に加え、投資の採算性の評価や税務・財務リスクを見出すことができる専門性が必要。
戦略人事	会社の継続的成長のためには、グループ全体の事業戦略と人事戦略が連動していること、また全従業員にとって、働きがいのある企業であることを重要視し、女性活躍等、ダイバーシティの推進を含めた人材開発や人材育成、労務関係における確かな知識・経験が必要。
ガバナンス	コンプライアンス（法令順守）を持続的な企業価値向上の基盤として、また、企業経営において障壁となるリスクを正確に把握・事前対策を行い、危機発生時の損失の最小化を図ることを重要視し、ガバナンスを向上させるための確かな知識・経験が必要。
サステナビリティ・地域共創	企業活動の行動基準としてサステナビリティ（持続可能性）を重要視し、CO2削減等、地球規模の課題解決および地域密着企業として、地域社会の課題解決、地域経済の活性化を事業運動させる知見とネットワークが必要。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、下記候補者の選任は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消しできるものといたします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



やまかわ すすむ
山川 晋

(1952年1月18日生)

■所有する当社の株式の数

0株

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、税理士法人・会社法人を設立し経営者としての経験を有し、また税理士として税務ならびに会計分野において豊富な経験と専門知識を有しております。同氏は、主に税務ならびに会計に関する確かな提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年3月 税理士登録（近畿税理士会草津支部所属）
1985年5月 山川会計事務所開設
2003年5月 税理士法人中央総研設立（現任）

2018年5月 当社取締役（監査等委員）就任
2019年9月 株式会社中央総研設立（現任）

重要な兼職の状況

税理士法人中央総研 税理士、株式会社中央総研 会長

- (注) 1. 山川晋氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山川晋氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 山川晋氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 山川晋氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出いたします。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、その被保険者のすべての保険料は当社が全額負担しております。山川晋氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2025年2月21日から2026年2月20日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかに回復しているものの、物価上昇が継続する中で消費者の実質賃金向上は力強さを欠き、生活防衛意識は依然として根強く、消費の選別化が進んでおります。また、人手不足の常態化やエネルギー価格の変動、消費減税等経済対策の導入内容とタイミング、さらには国際情勢の不安定さなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

小売業界を取り巻く環境につきましては、商品価格改定による売上の押し上げ効果は見られるものの、人件費の大幅な上昇や物流コスト、店舗運営費の高騰、さらには業態の垣根を越えた価格・サービス競争の激化など、引き続き極めて厳しい経営環境にあります。

こうした状況の下、当社グループは中長期ビジョンとして平和堂グループならではの「地域密着ライフスタイル総合（創造）企業」を目指し、「2030年定量目標」の達成に向けた「第五次中期経営計画（2024年度～2026年度）」の2年目として、各施策を加速させてまいりました。特に「子育て世代ニーズ対応による顧客支持の獲得」「ドミナント戦略をベースとしたHOP経済圏の拡大」「生産性改善も含むコスト構造改革の推進」を重点戦略に掲げ、地域のお客様の暮らしを支えるための具体的な取組みを進めました。

「2030年定量目標」

- ①営業収益（連結）：5,000億円以上
- ②営業利益率（連結）：4.5%以上
- ③ROE（連結）：8%
- ④女性管理職比率：20%以上
- ⑤CO2排出量(Scope1・2)：46%削減(2013年度比)
- ⑥食品廃棄額：50%削減(2019年度比)

「第五次中期経営計画」の重点戦略

- ①子育て世代ニーズ対応による顧客支持の獲得
 - ・日常使い商品の価格対応強化
 - ・生鮮品・PB商品での差別化
 - ・アプリを活用したコミュニケーション強化

- ②ドミナント戦略をベースとしたHOP経済圏の拡大
 - ・複数フォーマットによる重点エリアへの出店拡大
 - ・地域密着取組みによる顧客基盤の盤石化
 - ・小型店舗・ネットスーパーなど新規チャンネル拡大
- ③生産性改善も含むコスト構造改革の推進
 - ・パート社員の戦力化による働きがい向上と人件費コントロールの両立
 - ・店舗規模に合わせた部門の見直し
 - ・さらなるセンターの活用

当連結会計年度の業績は、営業収益は4,560億10百万円（前年同期比2.5%増）、営業利益は133億13百万円（前年同期比0.4%減）、経常利益は146億5百万円（前年同期比0.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は94億9百万円（前年同期比12.3%減）となりました。営業利益率は2.9%となり、「2030年定量目標」にむけて営業収益が先行して向上しております。

①営業収益及び営業総利益

営業収益は4,560億10百万円となり、客数・客単価ともに上昇したことにより、前年から111億11百万円（2.5%）増加しました。

営業総利益は1,659億77百万円となり、前年から47億23百万円(2.9%)増加しました。

②販売費及び一般管理費並びに営業利益

販売費及び一般管理費は1,526億64百万円となり、前年から47億70百万円(3.2%)増加しました。人件費は、労働時間の抑制は効いたものの単価の上昇等により前年から増加しました。

この結果、販売費及び一般管理費の伸びが営業総利益の伸びを上回り、営業利益は133億13百万円となり、前年から46百万円（0.4%）減少しました。また営業利益率は2.9%となり、前年より0.1%低下しました。

③営業外損益及び経常利益

営業外収益は耐震補助金や情報処理手数料の受け取りが増加したこと等により14億78百万円となり、前年から31百万円増加しました。営業外費用は、金利上昇に伴い支払利息が前年より58百万円増加したこと等により1億85百万円となり、前年から17百万円増加しました。

その結果、経常利益は146億5百万円となり、前年から33百万円（0.2%）減少しました。また経常利益率は3.2%となり、前年より0.1%低下しました。

④特別損益及び親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益は、株式会社ユーイングの株式譲渡による関係会社株式売却益2億39百万円など、7億73百万円を計上しましたが、前年に投資有価証券売却益10億82百万円、また、能登半島地震関連5億73百万円を含む18億11百万円を計上していたことから前年より10億37百万円減少しました。特別損失は、固定資産除却損4億70百万円、減損損失6億37百万円、閉店損失引当金繰入額5億81百万円等、前年より4億63百万円多い16億95百万円を計上しました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は94億9百万円となり、前年から13億17百万円（12.3%）減少しました。また当期純利益率は2.1%となり、前年より0.3%低下しました。

セグメント概況は次のとおりであります。

[小売事業]

グループ中核企業である「株式会社平和堂」は「第五次中期経営計画」の重点戦略である「子育て世代ニーズ対応による顧客支持の獲得」「ドミナント戦略をベースとしたHOP経済圏の拡大」「生産性改善も含むコスト構造改革の推進」をさらに進化させるべく具体的な取組みを進めております。

売上高が既存店前年同期比102.7%と伸長したことや、連結子会社である株式会社ヤナゲンを2025年5月21日に、株式会社エールを2025年8月21日にそれぞれ吸収合併したことにより、営業収益は4,222億51百万円（前年同期比4.6%増）、営業利益は103億40百万円（前年同期比0.1%増）、経常利益は121億65百万円（前年同期比0.5%増）、当期純利益は95億40百万円（前年同期比8.0%増）となりました。

①子育て世代ニーズ対応による顧客支持の獲得

子育て世代の取組みとして、頻度品をKVI（キーバリューアイテム）として価格訴求する一方、子育て世代に人気の大容量パックの強化による単価の上昇により、30-40代の売上高は前年の100.6%と人口が減少している状況において増加しました。

2024年7月にリリースしたHOPアプリは、2026年2月現在で127万人の会員登録を載っています。自社電子マネーであるHOPマネーを口座からチャージできる金融機関も地方銀行等を含めて期初の6行から4行増加（4月に2行、9月に2行）し、計10行となり、出店地域を広くカバーしました。アプリを通じた情報発信やセグメンテーションマーケティングの取組みも進めています。

子育て世代に人気の高いテナント（無印良品等）の誘致も進め、直営売場だけでなくショッピングセンター全体での賑わい創出を図りました。当期にはアル・プラザ守山、高富店、アル・プラザ小松、フレンドマート今堅田店に無印良品が出店し、無印良品のテナント出店は計20店舗となりました。

②ドミナント戦略をベースとしたHOP経済圏の拡大

HOP経済圏の拡大に向け、11月にフレンドマート南郷店及びフレンドマート守山駅前店をスクラップ&ビルドにてオープンしました。旧店舗から食品売場を拡大するとともに最新の売場・品揃えによりお客様の満足度を高めています。

エリアごとに店舗規模別の役割を明確化する「フォーマット戦略」を推進し、イベント需要に応えるショッピングセンターや日常使いの食品スーパーなど、それぞれに適した商品構成の最適化を図っています。また各店舗の商圈内の市場規模を分析の上で、売上/利益の拡大余地の大きい「ポテンシャル店舗」を設定し、同店舗の販売力強化の取組みを進めています。

③生産性改善も含むコスト構造改革の推進

人件費の上昇と厳しい採用環境に対応するべく、パート社員の活躍を推進しています。パート社員への教育を強化し、各売場の運営責任者として積極的に登用することで、開店から閉店までの安定した売場運営の実現や正社員の業務見直しにつなげています。パート社員の活躍に応じた奨励金や正社員登用の制度を設け、賃金アップや働きがいの向上と人件費コントロールの両立を図っています。

効率的な店舗運営の実現に向け、店舗の作業概要を作成し、あるべき人時売上高と実績の差異を店舗・売場ごとに可視化し、人事異動やマルチスキル化を含めた体制構築を進めています。

連結子会社の株式会社ベストオーネが運営するプロセスセンター・デリカセンターのアウトパック活用を推進した結果、株式会社平和堂の店舗における生鮮部門の売上高が既存店前年同期比103.3%と伸長する中、総労働時間は既存店前年同期比99.4%となりました。またセンター活用により中小規模の食品スーパーマーケットでも従来は販売が出来なかった弁当等の品揃えが大幅に充実するなどの効果も出ています。

書籍販売やフィットネス事業を展開する「株式会社ダイレクト・ショップ」は、雑誌・書籍等の市場規模の縮小やフィットネス業界の競合激化等、厳しい事業環境下で減収となりましたが、不採算事業の縮小と販売管理費の削減を進めたことで、損失額が縮小しました。

中国湖南省で百貨店を運営する「平和堂（中国）有限公司」は、中国経済の減速と商圈内の競合の激化に加え、新規有名テナント誘致に伴う大型改装による売場縮小の影響で減収・減益となりました。

以上の結果、小売事業の営業収益は4,357億14百万円（前年同期比2.5%増）、経常利益は126億45百万円（前年同期比3.2%減）となりました。

[小売周辺事業]

惣菜・米飯及び生鮮品の製造加工を営む「株式会社ベストオーネ」は、2023年5月31日に稼働した新デリカセンターの生産数が順調に増加していることに加え、株式会社平和堂における生産性改善取り組みによる受注増もあり、増収・増益となりました。

ビル管理会社である「株式会社ナショナルメンテナンス」は、前年の能登半島地震復旧工事の受注増の反動により、減収・減益となりました。

以上の結果、小売周辺事業の営業収益は593億32百万円（前年同期比5.6%増）、経常利益は19億85百万円（前年同期比3.1%増）となりました。

[その他事業]

外食事業を展開する「株式会社ファイブスター」は、客単価の上昇により売上高が伸長した上、販売費及び一般管理費の抑制効果もあり、増収・増益となりました。

外食事業を展開する「株式会社シー・オー・エム」は、主力のケンタッキーフライドチキンの売上が好調に推移し、年末年始商戦が好調であったことから増収・増益となりました。

以上の結果、その他事業の営業収益は169億14百万円（前年同期比2.0%減）、経常利益は7億74百万円（前年同期比1.2%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、新店および既存店舗の改装など162億22百万円（前年同期比0.6%増）を実施いたしました。

(3) 資金の調達状況

上記の設備投資の必要資金につきましては、自己資金および借入金にて対応いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済および小売業界を取り巻く環境におきましては、物価上昇やそれに伴う生活防衛意識の高まりによる消費の選別化、さらには慢性的な人手不足、物流費・店舗運営コストの高騰など、引き続き不透明かつ極めて厳しい状況が継続するものと予想されます。また、急激な為替変動や国際情勢の動向など、注視すべき懸念材料も存在しております。

このような厳しい環境の中、当社グループは主要な事業環境の変化として以下の認識を持っております。

- ・マクロ経済の変化（人口減少・少子高齢化、コスト増、デジタル化/DX）
- ・お客様の变化（ライフスタイル、価値観の変化）
- ・競合の変化（同業および異業種間競合の激化、デジタルコマース）
- ・サプライチェーンの変化（気候変動、国際情勢における調達面の不安定化、物流問題）

当社グループの中長期ビジョン達成には、中核事業である小売事業のさらなる強化が不可欠です。次期は「第五次中期経営計画（2024年度～2026年度）」の最終年度にあたるため、事業の経過およびその成果に記載しました。

- ・子育て世代ニーズ対応による顧客支持の獲得
- ・ドミナント戦略をベースとしたHOP経済圏の拡大
- ・生産性改善を含むコスト構造改革の推進

について、当期に引き続き強力に推進し、目標達成に向けた各種施策の確実な実行を図ってまいります。

また、上記重点テーマを進める基盤として、以下の強化を推進しております。

（ア）デジタル化/DXの推進

- ・セルフレジやアプリなどデジタルを活用した生産性と顧客体験価値の向上
- ・需要予測やマーケティング利用などデータドリブンな経営の推進
- ・情報セキュリティ対策の強化による情報漏洩リスクの低減

（イ）ESG経営の推進

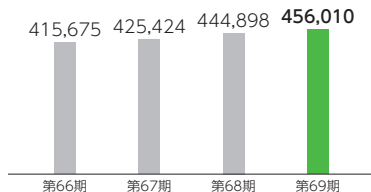
- ・人手不足への対応を含めた人的資本の充実による経営基盤の強化
- ・当社グループが企業活動を継続するには、持続可能な社会実現が前提であり、サステナビリティ・ビジョンに基づく課題解決の推進

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

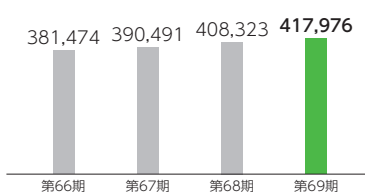
営業収益

(百万円)



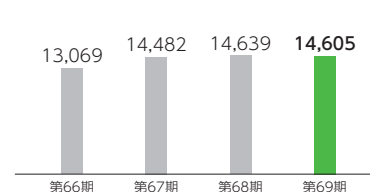
売上高

(百万円)



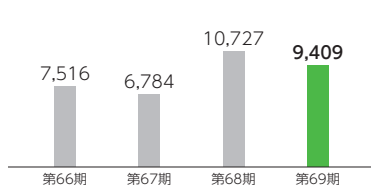
経常利益

(百万円)



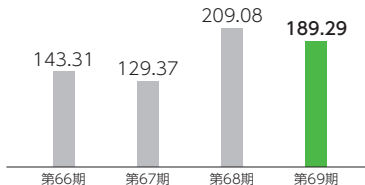
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



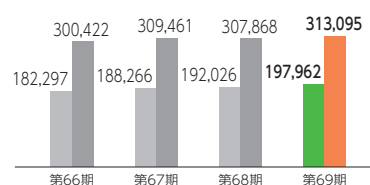
1株当たり当期純利益

(円)



純資産・総資産

(百万円) ■ 純資産 ■ 総資産



区分	第66期 2022.2.21~2023.2.20	第67期 2023.2.21~2024.2.20	第68期 2024.2.21~2025.2.20	第69期 (当連結会計年度) 2025.2.21~2026.2.20
営業収益 (百万円)	415,675	425,424	444,898	456,010
売上高 (百万円)	381,474	390,491	408,323	417,976
経常利益 (百万円)	13,069	14,482	14,639	14,605
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,516	6,784	10,727	9,409
1株当たり当期純利益 (円)	143.31	129.37	209.08	189.29
1株当たり純資産額 (円)	3,439.19	3,551.29	3,764.48	3,959.03
純資産 (百万円)	182,297	188,266	192,026	197,962
総資産 (百万円)	300,422	309,461	307,868	313,095

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除して、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式期末保有数を控除して算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第66期 2022.2.21～2023.2.20	第67期 2023.2.21～2024.2.20	第68期 2024.2.21～2025.2.20	第69期 (当事業年度) 2025.2.21～2026.2.20
営業収益 (百万円)	371,282	380,967	403,686	422,251
売上高 (百万円)	343,379	351,782	372,640	389,531
経常利益 (百万円)	12,311	12,324	12,106	12,165
当期純利益 (百万円)	8,240	5,509	8,831	9,540
1株当たり当期純利益 (円)	157.11	105.05	172.13	191.93
1株当たり純資産額 (円)	3,089.72	3,165.75	3,314.57	3,479.12
純資産 (百万円)	162,050	166,037	167,213	172,059
総資産 (百万円)	274,876	282,007	281,906	286,409

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除して、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式期末保有数を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ファイブスター	50百万円	100.0%	ファミリーレストランCOCO'S、回転寿司店等の経営
株式会社シー・オー・エム	30百万円	100.0%	ケンタッキーフライドチキン等の店舗経営
株式会社ベストオーネ	50百万円	100.0%	米飯、惣菜等の製造・加工および販売
株式会社ナショナルメンテナンス	20百万円	100.0%	ビル管理および警備保安業
株式会社ダイレクト・ショップ	100百万円	100.0%	書籍等販売、フィットネス事業
加賀コミュニティプラザ株式会社	200百万円	66.5%	ショッピングセンターの運営管理および不動産賃貸
武生駅北パーキング株式会社	100百万円	80.0%	駐車場の経営
富山フューチャー開発株式会社	100百万円	66.8%	ショッピングセンターの運営管理および不動産賃貸
平和堂（中国）有限公司	25百万US\$	95.0%	衣料品、日用雑貨品、食料品等の小売業
湖南平和物業发展有限公司	10百万円	90.0% (90.0%)	不動産の開発・販売およびビルメンテナンス業
福井南部商業開発株式会社	200百万円	100.0%	ショッピングセンターの運営管理および不動産賃貸

- (注) 1. () は間接所有割合で内数であります。
 2. 当社は株式会社GENDA GiGO Entertainmentに2025年5月8日付で、株式会社ユーイングの全株式を譲渡いたしました。
 3. 当社は2025年5月21日付で、株式会社ヤナゲンを吸収合併いたしました。
 4. 当社は2025年8月21日付で、株式会社エールを吸収合併いたしました。
 5. 当社は2025年10月31日付で、協同組合ゴールドショッピングセンターから福井南部商業開発株式会社の株式を買い取り、同社の全株式を取得いたしました。
 6. 当社は2026年8月21日付で、福井南部商業開発株式会社に対して、当社を存続会社、同社を消滅会社とする吸収合併を行う予定です。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社および子会社11社で構成され、小売および小売周辺業務を主な事業内容とし、さらに外食事業等の事業活動を展開しております。

当社グループの事業に関わる位置づけおよび事業の種類別セグメントは次のとおりであります。

【小売事業】

総合スーパーを営む当社および子会社の平和堂（中国）有限公司、書籍等の販売、フィットネス事業を行う子会社の㈱ダイレクト・ショップがあります。なお、当社は㈱ダイレクト・ショップに建物等を賃貸しております。

【小売周辺事業】

主として当社の販売する米飯、惣菜等の製造と精肉、鮮魚の加工を行う子会社の㈱ベストーネ、ビル管理および警備保安業を営む子会社の㈱ナショナルメンテナンス、店舗の賃貸、商業基盤の施設の運営管理等を行う子会社の加賀コミュニティプラザ㈱、福井南部商業開発㈱、富山フューチャー開発㈱および店舗駐車場の運営管理を行う子会社の武生駅北パーキング㈱があります。

【その他事業】

その他事業のうち外食事業については、郊外型レストラン等を営む子会社の㈱ファイブスターおよび㈱シー・オー・エムがあります。なお、当社は、上記2社に建物等を賃貸しております。また、不動産の開発、販売、ビルメンテナンスを行う子会社の湖南平和物業発展有限公司、ショッピングセンター運営等の㈱ベル、電気工事業を営む熊谷電工㈱があります。

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	滋賀県彦根市西今町1番地
多賀流通センター	滋賀県犬上郡多賀町大字中川原字通田470-4
久御山流通センター	京都府久世郡久御山町東一口東島1
主要な店舗	170店舗

所在地	店舗名	店舗数
滋賀県	彦根銀座店、くさつ平和堂、平和堂石山、アル・プラザ水口、アル・プラザ彦根、アル・プラザ瀬田、愛知川店、坂本店、今津店、アル・プラザ八日市、アル・プラザ守山、アル・プラザ草津、ビバシティ平和堂、アル・プラザ長浜、アル・プラザ野洲、アル・プラザ栗東、アル・プラザ近江八幡、アル・プラザ堅田、他66店舗	84
京都府	平和堂100BAN店、アル・プラザ城陽、アル・プラザ亀岡、アル・プラザ宇治東、アル・プラザ京田辺、アル・プラザ木津、アル・プラザ醍醐、フレンドマート宇治店、フレンドマート長岡京店、フレンドマート・G宇治市役所前店、フレンドマート御蔵山店、フレンドマート梅津店、フレンドマート木津川店、フレンドマート伊勢田店、フレンドマートMOMOテラス店、フレンドマート宇治菟道店、フレンドマート宇治田原店、エール東舞鶴店、エール峰山店	19
大阪府	真砂店、アル・プラザ枚方、アル・プラザ香里園、アル・プラザ茨木、フレンドマート東寝屋川店、アル・プラザ高槻、フレンドマート高槻氷室店、フレンドマート彩都店、フレンドマートビバモール寝屋川店、フレンドマート西淀川千舟店、フレンドマート高槻川添店、フレンドマート枚方養父店、フレンドマート高槻美しが丘店、フレンドマート深江橋店、フレンドマートかみしんプラザ店、フレンドマートニトリモール枚方店、フレンドマートくずは店、フレンドマート健都店、フレンドマート交野店、フレンドマート豊中熊野店、フレンドマートスマート茨木サニータウン店、フレンドマート茨木平田店	22
兵庫県	アル・プラザつかしん、アル・プラザあまがさき、フレンドマート尼崎水堂店	3
福井県	アル・プラザ敦賀、アル・プラザベル、アル・プラザアミ、アル・プラザ鯖江、アル・プラザ武生、フレンドマート開発店	6
石川県	アル・プラザ小松、アル・プラザ金沢、アル・プラザ鹿島、アル・プラザ加賀、アル・プラザ津幡、アルプラフーズマーケット大河端、フレンドマート野々市店	7
富山県	アル・プラザ小杉、アル・プラザ富山	2
岐阜県	アル・プラザ鶴見、大野店、高富店、穂積店、うめま店、東海・日野店	6
愛知県	尾西店、牛野店、稲沢店、祖父江店、木曾川店、扶桑店、江南店、平和堂豊成店、平和堂長久手店、平和堂中小田井店、平和堂グリーンプラザ店、平和堂春日井宮町店、平和堂春日井庄名店、平和堂ビバモール名古屋南店、平和堂ららぽーと愛知東郷店、平和堂ビバホーム一宮店、平和堂名古屋元塩店、日進香久山店、知多店、平和堂守山小幡店、平和堂二ツケタウン稲沢店	21

② 主要な子会社

会社名	本社所在地	店 舗
株式会社ナショナルメンテナンス	滋賀県彦根市	
株式会社ファイブスター	滋賀県彦根市	ココス加賀店（石川県加賀市）他88店舗
株式会社ダイレクト・ショップ	滋賀県彦根市	平和書店ビバシティ彦根店（滋賀県彦根市）他48店舗
株式会社シー・オー・エム	滋賀県彦根市	ケンタッキーフライドチキン近江八幡店 （滋賀県近江八幡市）他42店舗
加賀コミュニティプラザ株式会社	石川県加賀市	
富山フューチャー開発株式会社	富山県富山市	フューチャーシティ ファボーレ（富山県富山市）
武生駅北パーキング株式会社	福井県越前市	
株式会社ベストオーネ	滋賀県犬上郡	
平和堂（中国）有限公司	中国湖南省長沙市	本店（湖南省長沙市）

事業報告

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,674名	61名減	43.0歳	18.0年

(注) このほか当社グループにおけるパートタイマー（1日8時間換算期中平均）は、10,220名であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,611名	52名増	43.0歳	18.8年

(注) 1. 従業員数の中には出向社員（36名）は含んでおりません。
2. このほかパートタイマー（1日8時間換算期中平均）は、8,700名であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額（百万円）
株式会社滋賀銀行	6,000
株式会社三菱UFJ銀行	3,000
株式会社三井住友銀行	3,000
株式会社関西みらい銀行	3,000
株式会社京都銀行	1,500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

事業報告

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 51,546,470株
(自己株式2,091,568株を含む)
- (3) 株主数 16,286名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,659	7.39
夏原商事株式会社	3,500	7.07
平和堂共栄会	3,083	6.23
公益財団法人平和堂財団	3,000	6.06
株式会社滋賀銀行	2,500	5.05
株式会社ピース&グリーン	1,950	3.94
日本生命保険相互会社	1,861	3.76
平和観光開発株式会社	1,694	3.42
平和堂社員持株会	1,156	2.33
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO.,LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND	1,005	2.03

(注) 持株比率は、自己株式2,091,568株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当該事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数(株)	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	7,209	5名
社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元水準の向上および資本効率の改善を目的とし、2024年6月27日開催の取締役会決議に基づき、2024年8月21日から2025年8月20日の間、市場取引により普通株式2,000,000株の自己株式を総額5,037,242,200円で取得しました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年2月20日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員CEO	平 松 正 嗣	日本流通産業株式会社代表取締役副社長
代表取締役副社長執行役員COO	夏 原 行 平	管理本部長 平和堂（中国）有限公司董事長 湖南平和物業發展有限公司董事長 夏原商事株式会社代表取締役 株式会社ピース&グリーン代表取締役
取締役専務執行役員	夏 原 陽 平	営業統括本部長兼営業戦略本部長 平和観光開発株式会社代表取締役
取締役専務執行役員	小 杉 茂 樹	開発本部長
取締役上席執行役員	平 塚 善 道	店舗営業本部長
取締役	上 山 信 一	ZEN大学副学長・教授 慶應義塾大学名誉教授 大学院大学至善館特命教授 株式会社麻生社外監査役 株式会社マイスターエンジニアリング社外取締役 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社顧問 株式会社スターフライヤー社外取締役 大阪府・大阪市特別顧問 北九州市顧問 堺市戦略アドバイザー 京都市特別顧問 愛知県政策顧問
取締役	行 木 陽 子	中央大学商学部特任教授 株式会社足利銀行社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	本 持 真 二	
取締役（監査等委員）	高 島 志 郎	弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士 株式会社トーア紡コーポレーション社外取締役
取締役（監査等委員）	木 村 恵 子	木村恵子公認会計士事務所公認会計士 株式会社みやこ不動産鑑定所代表取締役

- (注) 1. 取締役上山信一氏、取締役行木陽子氏、取締役（監査等委員）高島志郎氏および取締役（監査等委員）木村恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤の社内に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等へ出席することや、内部監査部門と密接に連携することにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、当社は常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役上山信一氏、取締役行木陽子氏、取締役（監査等委員）高島志郎氏および取締役（監査等委員）木村恵子氏は、株式会社東京証券取引所の規程に基づき届け出た独立役員であります。
4. 取締役（監査等委員）木村恵子氏は、公認会計士、税理士として、財務・会計および税務にかかる豊富な経験と専門知識を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約では会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険により填補することとしており、その被保険者のすべての保険料は当社が負担しております。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年5月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、内容は、以下のとおりです。

基本方針

当社の役員報酬制度は、以下の基本方針に基づいて設計、運用しております。

- ・地域に根差した社会的インフラとしての使命を追求し、会社全体の業績向上・成長を動機づける。
- ・株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から透明性、公正性、合理性を備えている。
- ・報酬と業績を連動させることで継続的な成長を促進する。
- ・適正な金額水準と設計により優秀な人材を確保・維持する。

当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）の報酬体系は、各役員ごとの役割に応じて決定し、毎月定額支給する固定報酬および単年度における業績目標の結果に応じて支給額を決定し年1回支給する業績連動報酬等と非金銭報酬等で構成しています。

また、監査等委員である取締役と社外取締役の報酬体系は、監査の中立性と独立性を確保するため、固定報酬のみで構成しています。

- ② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬は、代表権がある場合支給される代表権給、役位ごとに業務執行の役割に応じて支給される執行給および会社組織を監督する役割に対して支給される監督給で構成され、各役位ごとの役割に応じて固定報酬額12分の1を月額固定報酬として支給します。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）において業務執行を行わない取締役（社外取締役を含む）の報酬は、監督給のみ固定報酬とし、月額固定報酬として支給します。

監査等委員である取締役の報酬は、各監査等委員である取締役の役職・職責に応じて監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

- ③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、短期の業績に連動する報酬（賞与）と中長期の業績に連動する報酬（株式報酬）で構成しております。

短期の業績に連動する業績連動報酬等は、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）の事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、事業年度ごとの目標値から「業績連動報酬の構成要素」および「公表値に対する業績別支給率」に基づき算出された額を毎年一定の時期に賞与として支給します。なお、「業績連動報酬の構成要素」に記載されている個人業績とは、対象の取締役が会社方針に基づき設定した重点取組みに対して、取締役会においてなされる進捗報告等を加味したうえで、代表取締役社長執行役員が作成した原案を、独立社外取締役が過半数を占める任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を踏まえて取締役会で決議いたしております。

中長期の業績に連動する非金銭報酬等である業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）は、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）の報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確化することにより対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、中期経営計画策定時において設定した中長期の業績における単年度ごとの財務指標と非財務指標の数値目標を取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度および対象取締役の役位等に応じて算定される数の当社の普通株式を、対象取締役の報酬等として交付します。なお、非金銭報酬等である業績連動型譲渡制限付株式報酬の総額は、取締役報酬限度額の枠内で、年額5千万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数は年間2万5千株以内とします。

事業報告

業績連動報酬の構成要素

役 位	(1)連結業績		(2)単体業績			
	親会社株主に帰属する 当期純利益	営業収益	営業利益	経常利益	営業収益	個人業績
取締役 会長執行役員						
取締役 社長執行役員	60%	40%	—	—	—	—
取締役 副社長執行役員						
取締役 専務執行役員	30%	20%	—	20%		10%
取締役 常務執行役員	25%	15%	20%	—	20%	20%
取締役 上席執行役員	20%	10%		—		30%

公表値に対する業績別支給率

支給率	100%支給	75%支給	50%支給	25%支給	0%支給
達成率					
利益の指標	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	70%未満
収益の指標	100%以上	97%以上 100%未満	93%以上 97%未満	90%以上 93%未満	90%未満
個人業績の指標	B + 評価以上	B 評価			B - 評価以下

2026年2月期実績

(百万円)

	連 結		単 体		
	親会社株主に帰属 する当期純利益	営業収益	営業利益	経常利益	営業収益
公表値	10,800	456,000	11,700	13,400	425,000
実績	9,409	456,010	10,340	12,165	422,251

④ 固定報酬の額、業績連動報酬等の額および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬水準は、東京証券取引所プライム市場上場企業である同業他社の水準レンジの中位をベンチマークとし、事業形態および世間水準に変動があった時は、取締役会決議によりその都度水準を見直します。なお、固定報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等の構成割合は目安として、常務執行役員以上は6：3：1、上席執行役員は7：2.25：0.75、業務執行を行わない取締役（社外取締役を含む）は固定報酬のみで構成しています。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の固定報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等について、代表取締役社長執行役員が、設計した制度に沿って作成した原案を任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を踏まえて取締役会で決議をしており、取締役会としては当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	173百万円 （14百万円）	130百万円 （14百万円）	32百万円 （-）	9百万円 （-）	7名 （2名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	27百万円 （14百万円）	27百万円 （14百万円）	-	-	3名 （2名）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年5月19日開催の第59回定時株主総会において、年額2億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分を除く）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名です。
また、2024年5月16日開催の第67回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額5千万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数は年間2万5千株以内とします。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）の員数は5名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年5月19日開催の第59回定時株主総会において、年額4千万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。
3. 業績連動報酬等および非金銭報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ア 社外取締役 上山信一氏は、ZEN大学の副学長・教授、慶應義塾大学の名誉教授、大学院大学至善館の特命教授、株式会社麻生の社外監査役、株式会社マイスターエンジニアリング、株式会社スターフライヤーの社外取締役およびアドバンテッジアドバイザー株式会社の顧問であります。同氏の各兼職先と当社は取引関係がありません。
- イ 社外取締役 行木陽子氏は、中央大学商学部の特任教授であり、株式会社足利銀行の社外取締役であります。同氏の各兼職先と当社は取引関係がありません。
- ウ 社外取締役（監査等委員）高島志郎氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の弁護士であり、株式会社トーア紡コーポレーションの社外取締役であります。当社は弁護士法人淀屋橋・山上合同と法律顧問契約を締結しておりますが、その他の会社とは取引関係がありません。
- エ 社外取締役（監査等委員）木村恵子氏は、木村恵子公認会計士事務所の公認会計士であり、株式会社みやこ不動産鑑定所の代表取締役であります。同氏の各兼職先と当社は取引関係がありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ア 社外取締役 上山信一氏は、当事業年度開催の取締役会14回中すべてに出席して、大学教授として専門分野である経営戦略・企業運営に関する知識と経験を活かし、取締役会において経営全般への積極的な発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、次期取締役候補者の選定および役員報酬等に関して、決定プロセスの透明性や妥当性の判断に重要な役割を果たしております。
- イ 社外取締役 行木陽子氏は、当事業年度開催の取締役会14回中すべてに出席して、IT企業で培い、大学教授として専門分野である情報システム・デジタル技術およびダイバーシティに関する知識と経験を活かし、取締役会において経営全般への積極的な発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、次期取締役候補者の選定および役員報酬等に関して、決定プロセスの透明性や妥当性の判断に重要な役割を果たしております。

- ウ 社外取締役（監査等委員）高島志郎氏は、当事業年度開催の取締役会14回中すべてに出席、監査等委員会15回中すべてに出席して弁護士としての専門分野である企業法務および各種法律に関する知識と経験を活かし、取締役会において経営全般への積極的な発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、次期取締役候補者の選定および役員報酬等に関して、決定プロセスの透明性や妥当性の判断に重要な役割を果たしております。
- エ 社外取締役（監査等委員）木村恵子氏は、当事業年度開催の取締役会14回中すべてに出席、監査等委員会15回中すべてに出席して公認会計士としての専門分野である財務、会計および税務に関する経験と専門知識を活かし、取締役会において経営全般への積極的な発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、次期取締役候補者の選定および役員報酬等に関して、決定プロセスの透明性や妥当性の判断に重要な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 48百万円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 63百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、「当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額」に金融商品取引法監査の監査報酬等を含めております。
3. 当社の子会社平和堂（中国）有限公司の計算関係書類の監査は、湖南恒生会計師事務所有限公司が行っております。

(3) 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、合意された手続き業務の対価を支払っております。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の基本方針につきましては、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会の開催

取締役は、法令および定款等を遵守するほか、取締役会を原則として毎月開催しております。

② 当社のコンプライアンス体制

当社は、機関設計として監査等委員会設置会社を選択しており、法令遵守と企業倫理確立のための制度として、社長執行役員を委員長とする「内部統制委員会」を設置しております。

内部統制委員会では、コンプライアンスに関する事項全般について情報収集や対策を立案し、代表取締役に報告、指示を受ける社内体制をとるとともに、「個人情報保護法」の遵守や「独占禁止法」・「中小受託取引適正化法」に関する納入業者との公正な取引を遵守するための窓口として事務局を設置しております。

また、「コンプライアンス・マニュアル」を従業員専用アプリに掲載するなど、全役職員に周知し、高い倫理観をもって業務を遂行しております。さらに、現場の生の声を迅速に取り入れる制度として社内通報窓口である「平和堂クリーンライン」を設置しております。

③ 当社のサステナビリティ推進体制

当社は、環境マネジメントマニュアル等に基づき、社長執行役員を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、配下に「環境セクター」（EMS推進部会、プラスチック対策部会、食品ロス対策部会、エネルギー対策部会）、「地域活性化セクター」（地域健康部会、地域活性化部会）、「DEI推進セクター」（ノーマライゼーション推進部会、ダイバーシティ推進部会）、「商品調達セクター」（商品調達部会）の4セクターからなる各部会を設けるとともに、2021年サステナビリティ・ビジョンを策定し、「地域の健康」の実現、廃棄物の削減と資源循環の推進、脱炭素社会の実現、安全・安心で持続可能な商品の調達、多様な人材の活躍を5つの重要課題としてそれぞれ取り組んでおります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行を記録するため、「重要文書保管取扱規程」、「取締役会規則」および「稟議規程」・「職務権限規則」に従い、取締役会議事録や稟議書類を適切に保存・管理しております。
- ② 当社は、「経営会議規則」により、議事の経過や決議事項につき、経営会議議事録により、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の重要な投資案件については、経営会議で十分な審議をしたうえで、取締役会において監査等委員の意見も勘案して決定しております。
- ② 全社リスク管理プロセスにおいては、「内部統制委員会」が統括し、年度単位のリスク管理方針を策定するとともに、当該リスク管理方針から想定される事象・リスクをまとめたリスクカタログにより各部門がリスク低減のための施策を実行しております。
- ③ 情報セキュリティに対するリスクについては「内部統制委員会」の中に「情報セキュリティ部会」を設置し、インシデント発生の予防・早期解決のため、情報セキュリティ事故を想定した訓練等を実施しております。
- ④ 火災・地震・その他の危機管理体制については、「防災マニュアル」をはじめ、「地震マニュアル」等により予防体制および発生時の対応についてのルールを徹底しており、緊急時には、「危機管理連絡網」により即座に経営トップをはじめ関係部室店長に情報の伝達・指示・報告がとれる体制をとっております。さらに、必要とあれば「内部統制委員会」を招集し、当社としての対応がただちに実施・公表できる体制をとっております。
- ⑤ 当社は、店舗において発生する事件・事故に素早く対応するため、社内ネットワークを利用した「事件・事故報告」により迅速な解決ができる体制をとっております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務を効率的に実行するための「組織ならびに業務分掌規則」および「職務権限規則」を定めており、また、経営会議を原則月3～4回開催し、取締役会付議議案を事前に経営会議に上程し内容を議論する等、十分な検討の機会を設けております。なお、経営会議には監査等委員も出席しており、意見陳述を受けております。
- ② 販売面に関しては、営業会議等を毎週実施し、週次単位で損益計画や販売計画を見直し、修正実施しております。
また、お客様の声を営業に反映させるための「お客様サービス室」や、販売商品の品質を管理するための「品質管理室」を設置しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、原則として毎年組織変更および定期人事異動を実施しており、社会情勢や顧客の変化に柔軟に対応できる組織により、役職者を含む従業員等との風通しのよい体制をとっております。
- ② 当社は、毎年2回幹部社員全員を集めて、経営方針を周知徹底するための社員集会を実施しており、グループ会社を含む全従業員が一丸となって、目標達成にまい進しております。
- ③ 当社は、「稟議規程」を整備し、素早い意思決定・円滑な業務遂行が組織的にできる体制をとっております。
- ④ 当社は、コンプライアンスの維持やリスク管理、ノーマライゼーション、セクシャル・ハラスメントの防止などを周知徹底するため、従業員が個別に学習できるeラーニングの活用や従業員専用アプリに項目を設け、いつでも確認できる体制を整えています。

- ⑤ 当社は、内部通報制度の一つとして、社内通報窓口である「平和堂クリーンライン」を設置し、社外通報窓口として「顧問弁護士事務所」を活用しております。
また、各種ハラスメント・人権問題の相談窓口として、「人権ホットライン」を設置しております。
- ⑥ 当社は、「監査室」を設置しており、従業員等の社内諸規則・規程等の遵守を徹底するための内部監査体制をとっております。

(6) 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社の責任者と原則として年2回、経営方針や損益予算計画、決算、組織変更等重要案件に関する会議を実施しております。
- ② 当社は、グループ会社と四半期に1回の定例会議を開催し、経営全般に関して相互に業務の執行状況等の確認・意見交換等を実施しております。
- ③ 当社は、グループ会社から毎月1回、業績等の報告を受けており、グループ会社ごとの評価等を実施しております。
- ④ 当社は、グループ会社に対し、定期的に当社監査室による内部監査を実施しております。
- ⑤ 当社は、「グループ会社管理規程」を定めており、取締役会や稟議書などのルール等、グループ会社として統一的な行動・決定および議事録等の記録保管ができる体制をとっております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会から求めのあった場合、専任の担当者を配置し、かつ専任者の評価および異動等においても、独立性を確保します。

(8) 取締役および使用人が、監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制、およびその他監査等委員の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員と意見交換等を行う場として、経営会議等への出席依頼・経営会議資料の開示を行い、積極的な意見を受けております。
また、監査室の「監査報告書」を監査等委員に回覧し、意見および要望を受けております。
- ② 当社は、代表取締役と監査等委員の定期的な会合を実施しております。
- ③ 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還について、所定の手続きにより支弁しております。
- ④ 当社は、当社監査等委員に報告をした役員、従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「内部統制委員会」を中心に、財務報告の信頼性を確保する内部統制の整備と評価に関する基本方針および計画を策定し、社内規則・規程、業務マニュアルの見直し等の整備、運用を行っております。

また、財務報告に係る内部統制が有効に行われ、その仕組みが適正に機能していることを継続的に評価してまいります。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、コンプライアンス・マニュアルに基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み関わりを一切持ちません。また、このような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等外部機関と連携し、関係部署が連携・協力して組織的に対応いたします。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

① 内部統制システム全般

当社では、監査室による業務監査・内部監査を通して、当社および当社グループの内部統制システム全般の整備、運用状況の評価・改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層・各部室に応じて業務遂行に必要な法令(改正の場合も含む)などのコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明・eラーニングを行うなど、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は、「公益通報者保護規程」により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、内部統制委員会において各部室およびグループ各社のリスクについて内部監査室から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めるほか、当該リスクの管理状況(リスクカタログの進捗状況を含む)について報告いたしました。

④ 内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

連結貸借対照表 (2026年2月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	63,602
現金及び預金	23,227
受取手形、売掛金及び契約資産	13,459
商品及び製品	20,140
原材料及び貯蔵品	170
その他	6,646
貸倒引当金	△42
固定資産	249,493
有形固定資産	209,039
建物及び構築物	99,259
土地	98,476
建設仮勘定	1,040
その他	10,262
無形固定資産	9,778
のれん	473
借地権	5,451
その他	3,853
投資その他の資産	30,675
投資有価証券	5,726
長期貸付金	447
敷金及び保証金	17,497
繰延税金資産	2,314
退職給付に係る資産	2,930
その他	2,059
貸倒引当金	△301
資産合計	313,095

科目	金額
負債の部	
流動負債	84,736
支払手形及び買掛金	33,017
短期借入金	9,280
リース債務	0
未払金及び未払費用	12,943
未払法人税等	2,908
未払消費税等	1,197
預り金	4,043
賞与引当金	1,622
返金負債	8,167
契約負債	10,525
利息返還損失引当金	7
閉店損失引当金	584
役員賞与引当金	38
その他	400
固定負債	30,396
長期借入金	11,961
退職給付に係る負債	711
資産除去債務	8,930
受入敷金保証金	8,204
繰延税金負債	117
その他	470
負債合計	115,132
純資産の部	
株主資本	188,155
資本金	11,614
資本剰余金	19,778
利益剰余金	161,928
自己株式	△5,165
その他の包括利益累計額	7,637
その他有価証券評価差額金	2,194
為替換算調整勘定	3,009
退職給付に係る調整累計額	2,434
非支配株主持分	2,168
純資産合計	197,962
負債及び純資産合計	313,095

連結損益計算書

連結損益計算書（2025年2月21日から2026年2月20日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		456,010
売上高	417,976	
不動産賃貸収入	17,117	
その他の営業収入	20,915	
売上原価		290,033
売上総利益		127,943
営業総利益		165,977
販売費及び一般管理費		152,664
営業利益		13,313
営業外収益		1,478
受取利息及び配当金	223	
受取保険金	45	
受取補助金	380	
受取手数料	615	
その他	213	
営業外費用		185
支払利息	127	
支払補償金	2	
その他	55	
経常利益		14,605
特別利益		773
資産除去債務戻入額	90	
固定資産売却益	134	
投資有価証券売却益	259	
関係会社株式売却益	239	
閉店損失引当金戻入額	44	
その他	5	
特別損失		1,695
固定資産除却損	470	
閉店損失引当金繰入額	581	
減損損失	637	
その他	5	
税金等調整前当期純利益		13,684
法人税、住民税及び事業税	4,575	
法人税等調整額	△413	
当期純利益		9,523
非支配株主に帰属する当期純利益		113
親会社株主に帰属する当期純利益		9,409

貸借対照表

貸借対照表 (2026年2月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	49,356
現金及び預金	13,937
売掛金	11,706
商品	17,458
貯蔵品	28
前払費用	858
短期貸付金	56
未収入金	4,180
その他	1,172
貸倒引当金	△41
固定資産	237,052
有形固定資産	185,963
建物	79,787
構築物	4,188
機械及び装置	709
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	6,686
土地	93,844
リース資産	23
建設仮勘定	724
無形固定資産	8,435
のれん	473
借地権	4,301
ソフトウェア	2,822
その他	838
投資その他の資産	42,653
投資有価証券	5,104
関係会社株式	1,305
関係会社出資金	2,766
長期貸付金	447
関係会社長期貸付金	5,765
長期前払費用	1,718
繰延税金資産	4,193
敷金及び保証金	22,476
その他	343
貸倒引当金	△1,469
資産合計	286,409

科目	金額
負債の部	
流動負債	84,448
買掛金	31,703
短期借入金	8,900
1年内返済予定の長期借入金	5,280
未払金	3,830
未払費用	6,137
未払法人税等	2,306
未払消費税等	910
未払事業所税	148
契約負債	8,318
預り金	3,761
賞与引当金	1,329
役員賞与引当金	38
返金負債	8,167
利息返還損失引当金	7
閉店損失引当金	561
その他	3,047
固定負債	29,901
長期借入金	11,961
受入敷金保証金	8,551
退職給付引当金	601
資産除去債務	8,772
その他	14
負債合計	114,349
純資産の部	
株主資本	169,865
資本金	11,614
資本剰余金	19,019
資本準備金	19,017
その他資本剰余金	2
利益剰余金	144,397
利益準備金	2,168
その他利益剰余金	142,229
固定資産圧縮積立金	679
別途積立金	124,850
繰越利益剰余金	16,699
自己株式	△5,165
評価・換算差額等	2,194
その他有価証券評価差額金	2,194
純資産合計	172,059
負債及び純資産合計	286,409

損益計算書

損益計算書 (2025年2月21日から2026年2月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		422,251
売上高	389,531	
不動産賃貸収入	15,902	
その他の営業収入	16,818	
売上原価		287,171
売上総利益		102,359
営業総利益		135,079
販売費及び一般管理費		124,739
営業利益		10,340
営業外収益		2,077
受取利息及び配当金	873	
受取補助金	365	
受取手数料	638	
その他	199	
営業外費用		252
支払利息	149	
支払補償金	2	
その他	100	
経常利益		12,165
特別利益		2,164
資産除去債務戻入額	166	
閉店損失引当金戻入額	20	
固定資産売却益	102	
投資有価証券売却益	259	
関係会社株式売却益	295	
抱合せ株式消滅差益	1,314	
その他	5	
特別損失		1,603
固定資産除却損	476	
閉店損失引当金繰入額	529	
減損損失	482	
その他	114	
税引前当期純利益		12,725
法人税、住民税及び事業税	3,558	
法人税等調整額	△373	
当期純利益		9,540

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年4月1日

株式会社 平和堂
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鍵 圭一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山下 大輔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 静山 なつみ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社平和堂の2025年2月21日から2026年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社平和堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年4月1日

株式会社 平和堂
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鍵 圭一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山下 大輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 静山 なつみ
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社平和堂の2025年2月21日から2026年2月20日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年2月21日から2026年2月20日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月2日

株式会社 平 和 堂 監査等委員会

常勤監査等委員 本 持 真 二 ㊟

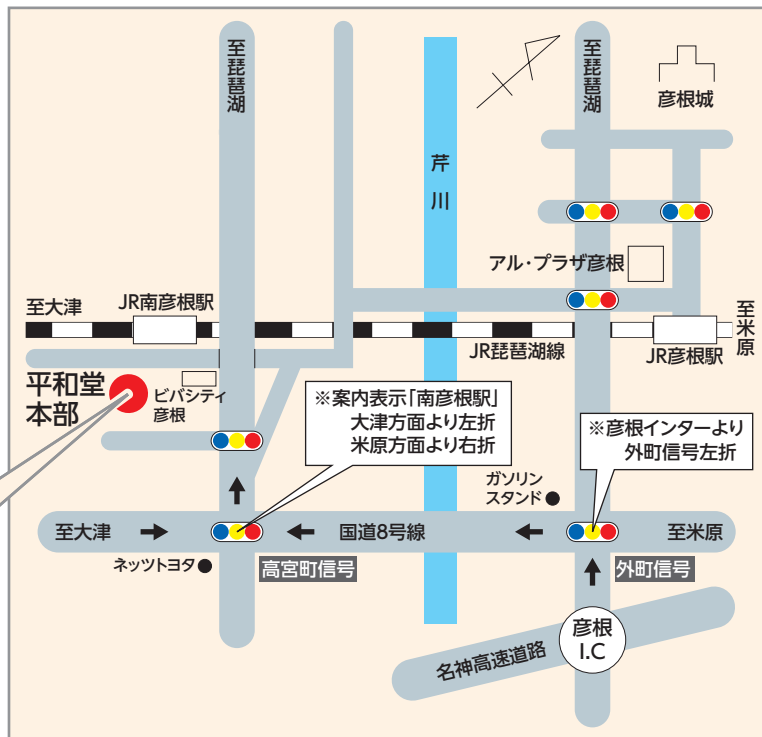
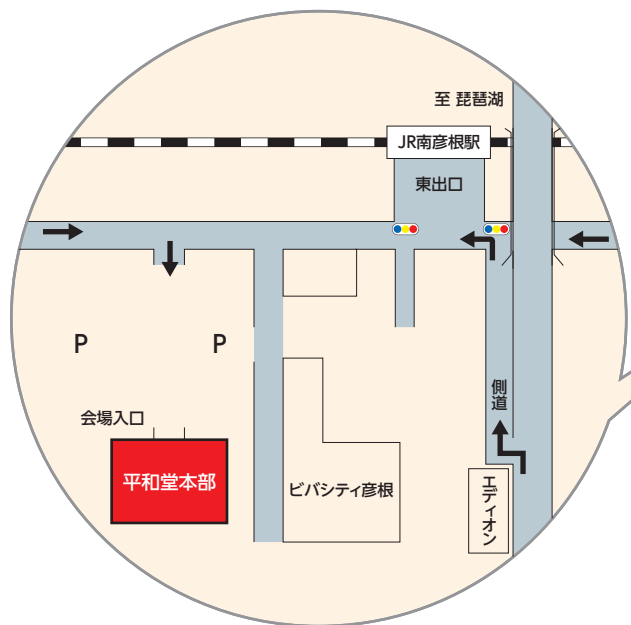
監査等委員 高 島 志 郎 ㊟

監査等委員 木 村 恵 子 ㊟

(注) 監査等委員高島志郎及び木村恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図



(会場)

平和堂本部
3階 HATOCホール
滋賀県彦根市西今町1番地

- ◎彦根I.Cより車で約15分
- ◎JR南彦根駅 東出口より徒歩約6分

ご注意1:会場住所をカーナビゲーションに入力されると別の所在地を指し示す場合がございます。
 その場合、「ピバシティ彦根」でご検索いただきますようお願い申し上げます。

ご注意2:JR南彦根駅は新快速電車は停まりません。
 途中普通電車にお乗り換えください。

(お問い合わせ先)

株式会社平和堂
Tel:0749-41-0403

